

高額療養費制度の改正について

令和8年8月1日より高額療養費制度が改正されることに伴い、医療費の自己負担限度額等が変わりますのでご留意願います。

令和8年8月1日以降の診療分から、下記の自己負担限度額が適用されます。

※ご加入の健康保険や所得区分によって自己負担限度額が異なります。

70歳未満の方

区分	所得区分	自己負担限度額	年間上限額
ア	現役並み所得者Ⅲ (標準月額報酬83万円以上)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【多数該当: 140,100円】	168万円
イ	現役並み所得者Ⅱ (標準月額報酬53万~79万円)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【多数該当: 93,000円】	111万円
ウ	現役並み所得者Ⅰ (標準月額報酬28万~50万円)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【多数該当: 44,400円】	53万円
エ	一般所得者 (標準月額報酬26万円以下)	61,500円 【多数該当: 44,400円】	53万円
オ	低所得者Ⅱ (住民税非課税)	36,900円 【多数該当: 24,600円】	29万円

70歳以上の方

所得区分	自己負担限度額			
	個人単位 (外来のみ)		世帯単位 (外来・入院)	
	月額上限額	年間上限額	月額上限額	年間上限額
現役並み所得者Ⅲ (標準月額報酬83万円以上)			270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【多数該当: 140,100円】	168万円
現役並み所得者Ⅱ (標準月額報酬53万~79万円)			179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【多数該当: 93,000円】	111万円
現役並み所得者Ⅰ (標準月額報酬28万~50万円)			85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【多数該当: 44,400円】	53万円
一般所得者 (標準月額報酬26万円以下)	22,000円	216,000円	61,500円 【多数該当: 44,400円】	53万円
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	11,000円	96,000円	25,700円 【多数該当: 24,600円】	29万円
低所得者Ⅰ (住民税非課税/所得が一定以下)	8,000円		15,700円 【多数該当制度なし】	18万円

※多数該当とは、直近12か月間の間に3回以上高額療養費の対象になった場合、4回目以降はさらに自己負担限度額が引き下がり、多数該当の限度額が適用される特例制度のことです。

※年間上限額を超えて自己負担した額は、後日、保険者から払い戻されます。なお、年間上限額の適用状況は医療機関では確認できないため、窓口では通常どおり自己負担額をお支払いいただきます。